

平成 29 年度医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業
実務者会議（長浜地区）概要

日 時：平成 30 年(2018 年)1 月 23 日（火） 9：40～11：35

場 所：新旭養護学校

出席者：実証研究対象保護者

訪問看護ステーション関係者

居宅介護および福祉有償運送事業所等関係者

実証研究実施に係る関係市町行政職員（福祉部局、相談支援事業所）

特別支援学校管理職

事務局：（障害福祉課）沖野主幹、（健康寿命推進課）小林主任保健師

（特別支援教育課）尾代主幹、的場指導主事

《事務局より、中間実績報告、主治医への聞き取り状況報告》

・ 11 月から送迎開始、現在、5 回実施済。

1 保護者の負担軽減

（実証研究対象保護者）

- ・ 片道 30km、35 分くらい通学に時間をかけており、これを毎日 2 往復していることを考えると負担が大きく、随分と助かっている。実質 4 時間くらいしか自由になる時間がなく、検診や税の申告等は長浜市内へ行く必要があるため、空き時間を使って自分の用事を済ますことができ大変であった。
- ・ 保育園の頃から自分で送迎していたので、初めて下校した子どもを出迎えてみて、ほほえましかった。
- ・ 5 回のうち、2 回は交通事情により通常よりも早い帰宅時間であったので、事前に交通情報を把握した上で調整できたらよかったと思う。
- ・ 予め予定を組むのが大変だと思った。

（特別支援学校管理職）

- ・ 保護者をご自身の時間を確保いただけたとお聞きして、実証研究に参加いただけてよかったと思う。

2 安全の確保

（1）医療面

（訪問看護ステーション関係者）

- ・ 特に緊急なこともなく、5 回の送迎ができた。

- ・ 小児は成人と違い、ちょっとした変化の体調への影響が大きい。
- ・ 対象児童がちょっと訴えたことが分からず、不安になることがある。例えば、車椅子の上げ下げや角度がいつもと違うと本人にとって大変である。常勤看護師や保護者でないと分からないところが大きい。
- ・ たまたま、今回は対象児の状態がよかったので問題はなかったが、状態によっては発作なのか、怖くてグッとしているだけなのか、分からない。ただ、発作だと命に直結したり体調を崩したりすることなので本人負担になる。
- ・ 次回までに FAX 等で帰宅後にどのような状態になったのか、問題になったことなどを聞いておくと、前もって心づもりができてよい。

(実証研究対象保護者)

- ・ 車椅子がいつもより高い角度であったため、呼吸が苦しかったことが一回あり、そのことが次回も伝わっていなかったことがあった。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 景色が見られるように車椅子を高くしたが、適切な車椅子の角度があらかじめ分かっているとよかったと思う。しんどい思いをするのは対象児であり、そのためマイナスの情報であってもちょっとした情報が必要である。
- ・ 対象児への事前の訪問や学校看護師とのやり取り等の基本的な情報はあがるが、送迎後の情報がないため、終わった後の状況を FAX いただくことが大事である。
- ・ 関わったことがない看護師でも対応できるように、事業開始前に様子を見に行った。
- ・ 大人の重度心身障害者も同じではあるが、目・手・口等の微妙な動きが緊張なのか病状から出ているのかが分からない。常に関わっていない看護師としては、ちょっとした変化がわからない。症状として出てくるのが怖いと思う。

(実証研究対象保護者)

- ・ 今のところ、学校でも発作は起きていない。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ いつもと違う出来事があった日であるので、送迎日の夜に、呼吸が苦しかった等があれば行動を理由づける必要がある。それを改善につなげたい。
- ・ 訪問看護師が関わることがおっくうにならないように、常に関わっている看護師や小児の専門である医療現場の看護師でなくても、地域の看護師が引き続き訪問できることを立証していき、それが、地域の看護師が関わることができる立証になると思う。
- ・ 誰もが受けられるケアであることを一つ一つ立証していく必要がある。

(実証研究対象保護者)

- ・ 場所等から無理であったが、普段からお世話になっている湖北病院の訪問看護師に関わってもらったことが一番よかったと思う。

(2) 移動の状況

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 送迎時間の15分～20分前に訪問看護師に事業所へ来てもらい、養護学校へ向かった。学校看護師から引継ぎを受けている間に対象児を車に乗せて家へ向かった。
- ・ 医療的ケアの必要な児童の送迎は初めてさせていただくことで、車両の確保も心配だったが、事業所の軽自動車で行くことができた。
- ・ 対象児は最初は緊張していたが、だんだんと慣れていったようであり、やはり、家で保護者に会うとうれしそうだった。
- ・ これまで5回のみ、マキノで車を停めて吸引を行った。ただ、除雪が路肩にあったため、車が止められなかった。急を要した際の駐車スペースの確保に課題がある。

(実証研究対象保護者)

- ・ 自分が運転していて車を止められない場合は、そのまま吸引していることもある。
- ・ 口の中まで痰が出た時は運転中でもそのまま吸引してもらってよい。
- ・ 痰が多い時には、停車スペースが確保しやすく交通量が少ない旧道を使って送迎している。

(実証研究対象保護者)

- ・ 冬季は降雪や痰が出やすい等、時期が悪い。5～9月であれば、痰の吸引回数も少ない

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 自宅に送った後、訪問看護ステーションの看護師の付添いでヘルパーが抱っこして自宅ベッドへ運んでいる。
- ・ 事業所の体制上、また本人が入院することもあり、行ける日や時間帯が限られる。
- ・ 毎月20日に一斉に予約をいただき調整をさせていただいているが、15時から16時30分頃は利用が多い時間帯で希望に添えない場合があることが課題である。

3 地域における体制

(1) 看護師確保の状況

(相談支援事業所職員)

- ・ 今回、長浜市内で事業所を探したが、高月にしか移動に関する事業所がなく、(自宅と学校、事業所の位置関係から)湖北病院訪問看護ステーションへの委託は難しかった。その結果、高島市の事業所にお願いすることになった。
- ・ 難しいかも知れないが、養護学校の看護師が車両に乗ってくれることが理想である。

(2) 移動の状況

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 医療的ケア児への対応については、いずれ高島市の方でも考えていかなければいけない部分であり、今回は今後に生かせるよい経験になったと思う。
- ・ 福祉有償運送の自己負担は1回あたり、700円くらい。20kmを超えると1kmにつ

き 70 円かかる。高島市の許可を得て行っている。身体介護は国の許可を得て行っている。

(相談支援事業所職員)

- ・ 今回、居宅介護は最大月 5 回までの利用で認定がおりている。
- ・ 県が訪問看護ステーションに支払っている額は？

(事務局)

- ・ 事業計画として 10 回の実証研究に対して 137,000 円必要と伺っている。実績報告に基づいてお支払させていただくことになる。

(実証研究対象保護者)

- ・ 自己負担してでも個人で続けられたらと思う。

(事務局)

- ・ この実証研究は、保護者の方々の送迎に係る身体的・精神的な負担を軽減することを目的に始めた。当初から、県の福祉部局と教育委員会、また市町の福祉部局と教育委員会、地域の事業所、学校が連携協力し、さらには保護者の皆さんにも協力をいただいて進めている。それぞれができる協力をしながら保護者の負担軽減に向けて進めている。
- ・ 県が訪問看護ステーションに委託している費用は、どの事業所も同じである。
- ・ 当初から事業スキームを考えるにあたり、既存制度を活用することが有効との意見を受けて、入りやすい、一歩でも二歩でも進めやすい、進めていきたいとの考えから皆様の協力をお願いしているところ。

(事務局)

- ・ これまで複数の事業所から移動支援事業を使うより、居宅介護と福祉有償の組合せの方が経費的に助かると聞いているがどうか。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 居宅介護と福祉有償運送の方がよい。ただ、福祉有償運送は市によって若干の違いがある。今回は高島市の福祉有償運送の規定によって行っている。
- ・ 福祉有償運送の料金は、事業所間で差がある。
- ・ 今回は学校から送った後、自宅に戻ってからが居宅介護の位置付けとしている。
- ・ 居宅介護のメニューに「通院等乗降介助」があり、このメニューを使うべきなのかなと思う。

(関係市町行政職員)

- ・ 今回のケースは移動支援事業だと思い、当初は移動支援事業の活用を予定していた。他市で福祉有償運送が使われているところがあると聞きして、事業所のことも考えて居宅介護と福祉有償運送を使うこととした。
- ・ 長浜市は、通勤・通学に係る移動支援事業の利用は、特別の事情を有すると認められる場合以外は認めていない。
- ・ 児童が通学前に自宅での準備から送り出し、スクールバスに乗車するまでの支援として

居宅介護サービスを使っている事例があるので、今回も同様の考え方をすればよいと思う。

(相談支援事業所職員)

- ・ 移動支援事業は、長浜市では通学・通勤には使えない規定になっている。
- ・ 居宅介護を利用する場合は、原則として利用者が1割負担することとなる。月あたり5回の利用で計画を上げて認定通知をもらっているが、回数は必要度に応じて市の障害福祉課に申請し、基準に基づいて変更されることとなる。

(事務局)

- ・ 本研究事業は、福祉サービスである移動支援事業を使っていくことから始めたが、当初から居宅介護と福祉有償運送の組合せで研究事業に参加している市もあった。
- ・ 居宅介護サービスや移動支援事業は障害福祉サービスであるが、福祉有償運送は道路運送法に基づくものであり、障害福祉サービスとは別のものである。
- ・ 事業所の採算性がとれることが事業を継続していく上でも必要なことであり、移動に関しては今後の大きな検討課題であると考えている。

(3) 関係機関の状況

(相談支援事業所職員)

- ・ 県北部は事業所が少ない。社会福祉協議会にも問い合わせたが、(道路交通法上の認可は受けておらず)移送サービスは行っていないとのことだった。

(関係市町行政職員)

- ・ 車両を移送できる事業所が少ない。長浜市の中でも北の方のエリアは特に少ない。

(特別支援学校管理職)

- ・ 研究事業のことを聞いた時、わになろう、夢の木訪問看護ステーションが関わると聞いて普段から学校と関わっている事業所であったため、安心だった。

(実証研究対象保護者)

- ・ 朝は本人の機嫌や体調などが不安定なこともあり、自分が送った方が本人にとってもいいと思い、帰りに送迎を頼んでいる。

(事務局)

- ・ これまで実施している実証研究においては、朝と夕方どちらも実施していただいている。保護者の負担を最も軽減できるところで、事業所の都合に応じて調整していただいている。
- ・ 実証研究全体で見ると、朝の方が多い。帰りは、市によっては医療的ケアの必要な方を受け入れる放課後等デイサービスを利用されている方もおられるように聞いており、下校時にはそういったものを活用されている関係もあるように聞いている。
- ・ 今年度から、移動支援事業所等で看護師を雇用されている事業所に委託させていただくことを可能とし、1ケース実施している。この場合は、移動の事業所と看護師を派遣い

ただ事業所が同じという形になる。そこで雇用されている看護師がケアを実施していただいている。

(4) 医療機関との連携

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 主治医には出会ったことはないが、指示書をもっている。

(実証研究対象保護者)

- ・ 学校からマキノトンネルまでは119番すると高島市消防へかかり、マキノトンネル以降は長浜市消防へかかる。長浜市消防へは子どもの写真、状態を伝え、緊急時には市立長浜病院へ搬送する旨の話を伝えている。同じ話を高島市消防へすべきか悩んでいる。
- ・ 本人の状態や病状、顔写真なども知らせておいた方が、訪問看護ステーションや移動の事業所も安心だと思う。

(特別支援学校管理職)

- ・ 学校は高島市消防と緊急搬送についての話はできていない。

(5) 学校、保護者との連携

(特別支援学校管理職)

- ・ 事業者には学校看護師の勤務時間終了(15時)の10分前までに来るよう保護者を通じて頼んでおり、看護師同士の引継ぎはうまくできている。

4 運用上の課題と事業実施可能性

(実証研究対象保護者)

- ・ 本人のためには、いろんな人に関わってもらえることができていいと思う。
- ・ 本人の体調の悪い時に頼むことはない。楽しく、心地よく、機嫌よく一緒に帰ってきてもらえばよい。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 以前、学校看護師として勤務していたことがあり、学校には来やすかった。
- ・ 今回は事業所として朝の時間帯も確保していた。
- ・ 保護者がきっちり管理し、欲しい情報をもっている。
- ・ すべてがこのような保護者ではないだろうし、ケアする上で必要な情報がもらえないケースの場合はお断りする可能性もある。
- ・ ケアする上で最低限必要な情報は、飲んでる薬、症状等の医療的情報である。いきなり、けいれんを起こされても、医療的な情報がなければ分からないし、本人が小児で障害児の場合、保護者以外に伝えるべきがない。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 今回、初めて医療的ケアの必要な方の送迎をやらせていただき、前向きに考えたいが、

いくつか課題がある。

- 事業所として運営上の問題がクリアできるか。事業所として車イスを乗せられる車両は同じ時間帯に使っていることが多く、職員体制の確保も難しい。車両確保と職員の異動に伴う対応が必要である。
- 他の事業所に勤務している常勤看護師との連携も考えていきたい。
- 研究事業としては受けさせて頂いたが、今後については一旦終了とさせて頂きたい。要望があれば、法人として検討します。